

◎ネットバンキングを利用した詐欺に注意!! (平成 29 年 7 月 6 日防犯メール)

最近、西日本を中心に、ネットバンキングを利用した詐欺が連続発生しています。事案概要は、市役所職員等を装った犯人が、高齢社宅へ還付金名目で電話をかけてきて、ネットバンキング開設に必要な口座情報等を聞き出し、ネットバンキングの開設手続を行う。その後、被害社宅に「利用カード」が送られてきたら連絡するよう指示し、被害者から利用カードに記載されたログインパスワード等を聞き出して、被害者の預金を他人名義の口座に振り込むという内容です。「還付金の手続については、基本、自宅に通知文が送られてくること。」「官公庁職員等から還付金があるという電話があっても、すぐに信用せず、必ず、折り返し電話をかけて確認をすること。」「ネットバンキングで、還付金（払戻金）を受け取ることはできないこと。」「『還付金等がある』といった電話がきたときや、インターネットバンキングの申込みをしていないのに、利用カード等が届いた際は、詐欺を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。」などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎金塊を購入させる手口のオレオレ詐欺に注意 (平成 29 年 4 月 26 日防犯メール)

最近、県外において、被害者に金塊を購入させた後、同金塊をだまし取るオレオレ詐欺が発生しています。

現在のところ、本県での発生は認知していませんが、今後、本県にも波及してくるおそれがあるので、息子や孫を名乗って、『「風邪などの体調不良を訴える」、「電話番号が変わった（使えなくなった）と告げる」、「会社の資金の使い込み、慰謝料や盗難にあった」など、急なお金の工面を求める。』等といった電話がかかってきたら、「新しい携帯電話番号を言われても、前の息子等の携帯電話番号に必ず電話して事実を確認する。」「鹿児島弁を使ったり、世間話をするなどして本当の息子等か確認する。」「お金の工面を求められても、自分一人で判断せず家族等に相談する。」等を行い、被害に遭わないようにしてください。

◎民事訴訟管理センターを名乗る不審なはがきに注意! (平成 29 年 4 月 20 日防犯メール)

本年3月下旬から現在まで、県内各地で、「民事訴訟管理センター」と記載され、未払料金に関する民事訴訟提起を思わせる不審なはがきが届いています。一例を紹介しますと、60歳代の女性宅に上記はがきが届いたことから、女性は記載されている電話番号に電話をかけたところ、弁護士を名乗る者が出て、「弁済供託金」、「総合消費料金未納分」を払うように言われ、そのお金は、宅配便で送るように指示されています。今後、同様のはがきが届くおそれがありますが、訴訟提起など重要書類がはがきで送られてくることはありません。また、お金を宅配便で送るように言われたら全て詐欺ですので、家族や警察などに相談して被害に遭わないように注意しましょう。

◎鹿児島銀行コールセンターを名乗る還付金等詐欺に注意 (平成 29 年 4 月 5 日防犯メール)

現在、県内で、鹿児島銀行コールセンター職員を名乗る還付金等詐欺の相談が相次いでおり、相談等の受理状況から、今後、県内に波及していく可能性がありますので、特に高齢者の方は、「銀行員や官公庁職員が、還付金手続のために ATM に誘導したり、ATM 操作を指示することは絶対ないこと。」「『還付金がある。』等という電話がきたときは、『うそ電話詐欺』を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。」に注意し、被害に遭わないようにし

ましょう。

◎電力会社を名乗る不審電話に注意（平成 29 年 4 月 3 日防犯メール）

最近、大隅方面で九州電力を名乗り、「電気料金のプランを変更したほうがいいですよ。家に伺います。」という不審電話が相次いで発生しています。現在のところ、被害は発生していませんが、今後、県内に波及するおそれがありますので、「現在、電力会社をかたる不審電話が発生していること。」「九州電力株式会社では、料金プランの見直し等の営業連絡を行っていないこと。」「電力会社を名乗る電話があっても、すぐに信用せず、正規の電力会社に電話をして確認すること。」「電話で個人情報を知られても、絶対に教えないこと。」「少しでも不審に思ったら、1人で判断せず、必ず、家族等に相談すること。」などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎市役所職員等をかたった還付金等詐欺に注意（平成 29 年 3 月 31 日防犯メール）

本年 3 月下旬、鹿児島市内の高齢社宅を対象に、市役所職員や社会保険事務所等を名乗る還付金等詐欺の相談が相次いでいます。特に高齢者の方は、「官公庁職員や銀行員が還付金手続のために ATM に誘導したり、ATM の操作を指示することは絶対にないこと。」「『還付金がある。』等の電話がきた時には、うそ電話詐欺を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。」を念頭に被害に遭わないようにしましょう。

◎現金手交型の架空請求詐欺に注意（平成 29 年 3 月 24 日防犯メール）

今月初旬、県内の 60 歳代女性宅に、証券会社をかたる男から、「証券購入権が当たったが購入しないか。」との連絡があり、女性は断りましたが、後日、同会社から、「あなたが買わないと話したので代わりに購入した。A 会社から連絡があると思う。」という電話があり、その後、A 会社から、「あなたの名前で、別人からの入金があり、これは名義貸しという犯罪になる。あなたが購入すれば、名義貸しにならないので、現金を準備し、鹿児島中央駅まで持ってきてください。」と言われたため、女性は、指定場所に現金を持って行き、見知らぬ男に現金を手渡し、被害に遭っています。この種の事案は、何人もの登場人物が出てくるため、事実であると誤信してしまうことや、「犯罪になる。」等と不安を煽ってくるため、だまされてしまいがちですので、「名義貸しを求められたら詐欺であること。」「知らない会社・団体からの電話は相手にせず、すぐに電話を切ること。」「『犯罪になる。』『逮捕される。』等と言われても、一人で悩まず、家族や警察に相談すること。」等を念頭に、被害に遭わないようにしましょう。

◎還付金等詐欺から外の詐欺に移行する手口に注意！（平成 29 年 3 月 22 日防犯メール）

A T M 操作に不慣れな高齢者を狙った還付金等詐欺の手口で現金を騙し取ろうとするも、被害者が A T M 操作に慣れてみるとみるや、警察官等を名乗る詐欺に手口を変えて、現金やキャッシュカードを騙し取ろうとしてくる事案が発生しています。「官公庁職員や銀行員が、還付金手続のために A T M に誘導したり、A T M の操作を指示することは絶対にないこと。」「A T M を操作しても、他人からお金が振り込まれることはないこと。」「『還付金がある。』等という電話がきたときは、詐欺を疑うこと。」「銀行協会等が自宅に、キャッシュカー

ド等を預かりに来ることはないこと。」「警察官や銀行協会員等を名乗る者から電話があってもすぐに信用せず、警察署に電話をして確認すること。」に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎息子等をかたった上京型のオレオレ詐欺発生！（平成 29 年 3 月 21 日防犯メール）

本年 2 月中旬、県内の 70 歳代の高齢女性宅の固定電話に、息子を名乗る男から、「会社の株に手を出した。一人 600 万円補填しないといけない。100 万円は自分で準備するが、残りを準備してもらいたい。会社を首になる。嫁とも別れないといけない。」といった電話が掛かってきた後、「時間がないので、博多駅まで持ってきてもらいたい。」等と電話が掛かってきたことから、女性は息子と信じ込み、男の指示どおり博多駅付近まで行き、現れた女性に現金を渡し、500 万円をだまし取られています。今後も息子や兄妹、孫等をかたって、新幹線や飛行機を利用して、お金を持ってくるように指示するオレオレ詐欺の電話が掛かってくるのが予想されますので、このような電話が掛かってきたら、「新しい電話番号を言われても、実の息子の前の携帯に必ず電話して事実を確認する。」「鹿児島弁を使ったり、世間話をするなどして本当の家族か確認する。」「お金の工面を求められても、自分一人で判断せず、必ず家族や警察に相談する。」等して、被害に遭わないようにしましょう。

◎TSUTAYA、アマゾン、ヤフー等をかたる詐欺に注意！（平成 29 年 3 月 21 日防犯メール）

県内で、TSUTAYA相談窓口、アマゾン総合窓口、ヤフー相談窓口等をかたって、携帯電話に、「サイトの利用履歴があり、未納料金が発生しています。至急連絡をください。」などといったメールを送り、コンビニエンスストアに誘導した後、アマゾンギフト券などの電子マネーを購入させ、電子マネーの番号を連絡させて、だましとる詐欺が発生しています。サイトの利用料、退会手続きに関する電話やメールが届き、連絡をするよう指示されても、絶対に相手に電話やメールはせず、警察に相談してください。また、電子ギフトカードの購入やコンビニエンスストア端末操作による支払を指示されたら詐欺を疑い、絶対に相手の指示には従わず、警察に相談してください。

◎息子をかたるオレオレ詐欺の予兆電話が連続発生（平成 29 年 3 月 10 日防犯メール）

今年に入って、警察官をかたってキャッシュカードをだまし取るオレオレ詐欺や、息子等をかたったオレオレ詐欺の被害が連続発生しており、相談件数も増加傾向にあります。息子や孫を名乗って電話を掛けてきて、「風邪などの体調不良を訴える。」「携帯電話番号が変わった又は使えなくなったと告げる。」「会社の資金の使い込みや盗難の被害に遭ったなど、急なお金の工面を求める。」といった電話が来ても、「新しい携帯電話番号を言われても、前の息子の携帯電話に必ず電話をして事実を確認する。」「鹿児島弁を使ったり、世間話をするなどして本当の息子か確認する。」「お金の工面を求められても、自分一人で判断せず、家族等に相談する。」等して、被害に遭わないようにしてください。

◎警察官かたりのキャッシュカード交付型詐欺に注意（平成 29 年 3 月 2 日防犯メール）

3 月 2 日（目）、鹿屋市内において、本県警察官を名乗り、「詐欺グループを捕まえたら、

あなたの情報が漏れていました。情報が漏れているので、キャッシュカードを全部交換したほうが良い。」などという電話をしてきて、キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、その後、別人が被害者宅を訪ねてきて、キャッシュカードを騙し取って、現金を引き出される事案が発生しています。「警察官を名乗る者から電話があっても、すぐに信用せず、警察署に電話をして確認すること。」「電話で取引銀行名や暗証番号を聞かれても、絶対に教えず、詐欺を疑うこと。」「少しでも不審に思ったら、一人で判断せず、必ず家族等に相談すること。」等に注意し、被害に遭わないようにしてください。

◎番号方式のコンビニ決済を悪用するうそ電話詐欺に注意(平成 29 年 3 月 1 日防犯メール)

電子マネーを悪用した架空請求詐欺については、これまで、電子ギフト券を購入させたり、コンビニの端末（マルチメディア端末）を操作させて支払わせる手口がほとんどでしたが、新たに、「指定した払込番号」を店員に伝えさせて支払わせるという手口が発生しています。「電子マネー等、コンビニ決済での支払いを求められたら詐欺を疑うこと。」「身に覚えのない電話やメールでの請求は、無視すること。」「心当たりがあっても、一人で判断せず、必ず家族、知人、警察等に相談すること。」などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎警察官を騙る不審電話に注意（平成 29 年 2 月 24 日防犯メール）

2月24日（金）、鹿児島市内において、本県警察官を名乗り、「詐欺グループを捕まえたら、あなたの個人情報を持っていました。」という不審電話が相次いでいます。

同事案は、その後、口座を変えたほうが良いと話して、直接面接し、キャッシュカードを騙し取る手口や個人情報削除名目で現金を騙し取る手口と予想されますので、「警察官や銀行協会員等を名乗る者から電話があっても、すぐに信用せず、電話帳等に記載されている正規の電話番号に電話をして確認すること。」「電話で、取引銀行名や暗証番号を聞かれたら詐欺を疑うこと。」「少しでも不審に思ったら、一人で判断せず、必ず家族や警察等に相談すること。」等に注意し、被害に遭わないようにしてください。

◎息子等をかたった上京型のオレオレ詐欺に要注意！（平成 29 年 2 月 21 日防犯メール）

本年2月中旬の午後9時頃、県内の60歳代の高齢男性宅の固定電話に、弟の名前を名乗り、「大事な話がある。明日の10時30分頃家にいるか。」といった電話が掛かってきました。さらに、翌日の午前10時頃、「先輩から誘われて、会社のお金に手をつけて株で失敗した。お金が必要だから、〇万円貸してほしい。今日中に家に取りに行く。」といった電話が掛かってきた後、午後1時30分頃、「200万円から300万円でもいいから、新幹線に乗って山口まで持ってきてほしい。」等と電話が掛かってきました。今後、息子や孫、兄弟等をかたってお金を要求するオレオレ詐欺の予兆電話が掛かってくることが予想されますので、このような電話が掛かってきたら、「新しい電話番号を言われても、前の携帯電話に必ず電話して事実を確認する。」「鹿児島弁を使ったり、世間話をするなどして本当の家族か確認する。」「お金の工面を求められても、自分一人で判断せず、必ず家族や警察に相談する。」等して、被害に遭わないようにしましょう。

◎鶴屋百貨店をかたるうそ電話詐欺に注意（平成 29 年 2 月 17 日防犯メール）

2月14日頃から、本県において、熊本県所在の「鶴屋百貨店」をかたる詐欺の被害や相談が相次いでいます。同事案は、電話がかかってきた後、直接面接してキャッシュカードを騙し取る手口で、相談等の状況から、鹿児島県内に犯人グループが入っており、今後も発生することが予想されますので、「警察官や銀行協会員等を名乗る者から電話があっても、すぐに信用せず、電話帳等に記載されている正規の電話番号に電話をして確認すること。」「電話で、取引銀行名や暗証番号を聞かれたら詐欺を疑うこと。」「少しでも不審に思ったら、一人で判断せず、必ず家族や警察等に相談すること。」等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎DMM 相談窓口をかたった架空請求詐欺に注意！（平成 29 年 2 月 17 日防犯メール）

県内で、DMM 相談窓口をかたって、男性や女性の携帯電話に、「滞納金があります。お支払いをお願いします。」とか「DMM コンテンツの利用履歴があり、退会確認がとれていないため、料金が発生しています。至急、退会のご連絡をください。」などといったショートメールを送り、コンビニエンスストアに誘導した後、ギフト券などの購入を指示し、ギフト券番号等を連絡させて騙し取る架空請求詐欺が続発しています。「DMM 相談窓口」や「日本インターネット保証協会」なるものは実在しません。また、電話などでコンビニエンスストアのマルチメディア端末を操作させたり、アマゾンギフト券等の電子マネー購入による支払いを指示されたら、詐欺の可能性が大ですので、警察に相談するなどして被害に遭わないようにしましょう。

◎ウイルス除去名目のうそ電話詐欺に注意！（平成 29 年 2 月 15 日防犯メール）

最近、「パソコンでサイトを閲覧中、突然、『警告』と言う画面が表示され、画面に掲載されていたサポートセンターの電話番号に電話を掛けると、ウイルス除去名目でVプリカによる支払いを求められた。」という詐欺の相談が数件寄せられていますので、「インターネットサイトを閲覧中、突然『警告』という画面が表示された場合は、詐欺の可能性が高いこと。」「『警告』という画面が表示されても、慌てず、自分が知っている専門業者に相談すること。」「万が一、問い合わせ先に電話をしても、簡単に個人情報をお教えたりしないこと。」「電子マネーでの支払いを請求されたら詐欺を疑うこと。」「一人で悩まず、必ず家族、知人、警察に相談すること。」などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎給付金支給をかたった還付金等詐欺に注意！（平成 29 年 2 月 7 日防犯メール）

本年1月中旬、県内の60歳代女性宅に市役所職員を名乗る男から「お宅は給付金手続きがされていません。手続きをすると3万円の給付金が出ます。」と電話があった後、金融機関を名乗る男から「給付手続きをします。ただし、残高が50万円以上ないと手続きできません。」などといった電話が架かってきた後、病院内にある銀行ATMに行くように指示され、女性は、男の指示どおりATMを操作し、約50万円を騙し取られています。市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。また、ATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。市町村や厚生労働省が、住民の皆様の世帯構成や口座番号などの個人情報を照会することはありませんので、これらを尋ねる電話は詐欺

を疑い、被害に遭わないようにしましょう。

◎地域福祉センターを騙る還付金等詐欺に注意（平成 29 年 1 月 30 日防犯メール）

現在、鹿児島市を中心に、地域福祉センター職員を名乗る還付金等詐欺の相談があいて相次いでおり、相談等の受理状況から、今後、県内にも波及していく可能性がありますので、特に高齢者の方は、「官公庁職員や銀行員が、還付金手続のために A T M に誘導したり、A T M の操作を指示することは絶対でないこと。」「A T M を操作しても、他人からお金が振り込まれることはないこと。」「『還付金がある。』等という電話がきたときは、『うそ電話詐欺』を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。」に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎息子を騙るオレオレ詐欺に注意（平成 29 年 1 月 26 日防犯メール）

今月、立て続けにオレオレ詐欺の相談が寄せられており、中には、危うく被害に遭いそうになった事案もあります。

オレオレ詐欺は、息子や孫を名乗って電話を架けてきて、「風邪などの体調不良を訴える。」「携帯電話番号が変わった又は使えなくなったと告げる。」「会社の資金の使い込み、慰謝料や中絶費など、急なお金の工面を求める。」等いった手口ですので、このような電話がきた際は、「新しい携帯電話番号を言われても前の息子の携帯電話に必ず電話して事実を確認する。」「鹿児島弁を使ったり、世間話をするなどして本当の息子か確認する。」「お金の工面を求められても。自分一人で判断せず、家族等に相談する。」等を行い、被害に遭わないようにしてください。

◎警察官を騙る金融商品等取引名目の詐欺に注意（平成 29 年 1 月 25 日防犯メール）

金融商品等取引名目の詐欺とは、自宅に、実在しない会社のパンフレット等を送りつけた後、複数の者が電話を掛けてきて、株、社債等の購入斡旋や名義貸しを求めてきたりして騙してくる手口ですが、最近、登場人物の中に、地元警察署の警察官を名乗る者が登場して騙してくる事案が発生しています。「見知らぬ会社からの封書は詐欺の可能性が高いこと。」「権利譲渡や名義貸しを求められたら詐欺であること。」「知らない会社・団体からの電話は、相手にせず、すぐに電話を切ること。」「警察官を名乗ってもすぐに信じず、自分で確認をすること。」「『逮捕される。』『裁判になる。』と言われても一人で悩まず、家族、友人、警察に相談すること。」を念頭に、被害に遭わないようにしましょう。

◎DMM相談窓口をかたった架空請求詐欺に注意！（平成 29 年 1 月 18 日防犯メール）

本年 1 月中旬、鹿児島市内の 50 歳代女性の携帯電話に、「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生しています。本日、ご連絡なき場合は、法的手続きに移行します。DMM相談窓口（03-000-000）」というショートメールが送られてきました。女性が不安になり、掲載されていた DMM 相談窓口の連絡先に電話したところ、A 男から、「サイトの未納料金が発生しています。日本インターネット保証協会からも連絡があると思います。」と言われた後、A 男から「支払いは、コンビニでアマゾンギフト券を購入して、ギフト番号を教えてください。」などと言われたことから、女性は A 男の指示どおりコンビニでアマゾンギフト券を購

入し、男にギフト券番号を連絡し、約 20 万円をだまし取られています。「DMM相談窓口」や「日本インターネット保証協会」なるものは実在しません。また、電話などでコンビニのマルチメディア端末を操作させたり、アマゾンギフト等の電子マネー購入による支払いを指示されたら、詐欺の可能性が大ですので、被害に遭わないようにしましょう。

◎サイトの利用料金請求をかたった架空請求詐欺に注意！（平成 29 年 1 月 17 日防犯メール）

本年 1 月初旬、県内の 20 歳代女性が、自分のスマートフォンを操作し、興味本位で無料動画サイトの動画をクリックしたところ、動画画面が固まった後、「登録が完了しました。」などと表示されました。女性が、サイト上に記載された A 社に電話したところ、男から「登録された時点で、49,800 円が必要になる。1 年契約となっており、契約金と合わせて約 40 万円になる。」「支払いはローソンのロッピーで支払ってください。」等と電話があったことから、女性は自宅近くのローソンに赴き、男の指示どおり約 40 万円を支払いだまし取られています。サイト会社から「退会手続」や「電話」をするように指示されても、絶対に相手に電話やメールをせずに警察に相談すること。また、電話などでコンビニエンスストアのマルチメディア端末を操作させたり、電子マネー購入による支払いを指示されたら、詐欺を疑い、被害に遭わないようにしましょう。

◎警察官を騙ったうそ電話詐欺に注意！（平成 28 年 12 月 28 日防犯メール）

本年 12 月中旬、熊本の A デパートを名乗る男から、「あなたのクレジットカードを使って指輪を買おうとした人がいた。」といった電話がかかってきたのち、警察官や銀行員を名乗る男から、「銀行のキャッシュカードを持っていますか。暗証番号は何番ですか。悪用される可能性があり、暗証番号を変える必要がある。後で金融機関の者が預かりに行くので、新しい暗証番号を考えておいてください。」といった電話がかかってきています。同様の事案が、熊本県内でも発生し、数名被害に遭っています。県内でも既に予兆電話がかかってきており、今後、県内に波及し、被害が発生するおそれがあります。警察官を名乗って電話がきたら、うそ電話詐欺を疑い、家族や警察に相談するなどして被害に遭わないようにしてください。また、警察官や金融機関職員が「残高、口座番号、暗証番号」等を聞くことは絶対にありませんので、そのようなことを聞かれたらうそ電話詐欺を疑い、警察に相談し被害に遭わないようにしましょう。

◎コールセンターを装う不審電話に注意（平成 28 年 12 月 15 日防犯メール）

現在、本県では、うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業として、オペレーターから県民に架電して、うそ電話詐欺の注意喚起を行っています。そのような中、コールセンターを騙る不審電話がありました。本県のうそ電話詐欺被害防止コールセンターはの電話番号は、「0120-630-110」であり、必ず女性オペレーターが電話を架けてきます。なお、オペレーターが、「現金を要求してくる。」「取引銀行名、口座番号、暗証番号、残高を尋ねてくる。」「現金、キャッシュカード、通帳等を預けるように指示する。」「マイナンバー等の個人情報を尋ねてくる。」「ゆうパックや宅配便などで、現金を送るように指示する。」という電話をしてくることは絶対にありませんので、注意して、被害に遭わないよう

にしましょう。

◎高額被害のギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺が発生（平成 28 年 12 月 9 日防犯メール）

ギャンブル必勝法提供名目の特殊詐欺とは、「競馬・パチンコ必勝法」や「数字選択式宝くじ（ロト6など）の当選番号を教える。」などと持ちかけ、登録料や情報提供料などの名目で現金を騙し取る詐欺です。今月、このギャンブル必勝法情報提供料名目の詐欺の高額被害が発生していることから、「ギャンブルに必勝法は絶対にないこと。」、「個人情報絶対に漏らさないこと。」、「うまい儲け話はないこと。」、「『お金が返ってくる。』、『絶対に儲かる。』という甘い言葉に騙されないこと。」、「現金を振り込む前に、必ず、家族や警察等に相談すること。」等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎医療保健センター職員等を騙る還付金等詐欺に注意（平成 28 年 12 月 8 日防犯メール）

70歳代の女性宅に、医療保健センター職員を名乗る男から、「水色の封筒で書類を送りました。あなたには医療費の払戻しがあります。どこの口座を持っていますか。」等と電話があり、女性は男に金融機関名を答えました。しばらくして、金融機関を名乗る男から、「医療費の払戻金を振り込みたいのですが、携帯電話とキャッシュカードを持って、ATMに行ってください。」等と電話があり、女性は、信用してATMに行き、男から携帯電話で指示されながらATMを操作しましたが、幸い残高の少ない口座であったため、被害に遭わずに済みました。官公庁職員や金融機関職員が、還付金の手続のため、ATMに誘導したり、ATMの操作を指示することは絶対にありません。還付金の手続でATMに誘導する電話がきたときは、全て「還付金等詐欺」ですので、家族や警察に相談・通報するなどして、被害に遭わないように心掛けましょう。

◎融資保証金詐欺の被害が連続発生（平成 28 年 11 月 21 日防犯メール）

融資保証金詐欺とは、実際には融資しないにも関わらず、融資する旨のメールやFAXを送信するなどして融資を勧誘し、申込者に対し、返済能力の調査や保証金等を名目に現金を振り込ませる手口による詐欺です。今月に入って、融資保証金詐欺の被害が連続発生しており、今後、県内で波及するおそれがあることから、「安易に融資話にのらないこと。」、「個人情報を教えないこと。」、「融資を受ける前に、『手数料や保証金等を振り込め』と言われたら、詐欺の可能性が高いこと。」、「FAX、はがき、携帯電話等のメールなどによる融資の勧誘は詐欺の可能性が高いこと。」、「融資を受ける前に正規の貸金業者が慎重に調べてから手続きすること。」等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎電子ギフトカードを購入させる架空請求詐欺が多発！（平成 28 年 11 月 1 日防犯メール）

携帯電話に、「WEBコンテンツの利用履歴があり、料金が発生している。」又は、DMMという企業になりすまし、「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生している。DMM相談窓口」などといったショートメールが届き、相手に連絡したところ、「コンビニエンスストアで電子ギフトカードを購入して、カード記載の番号を伝えるように言われた。」といった被害や相談が相次いでいます。支払方法に、電子ギフトカードなどの購入を指示するもの

は、詐欺の可能性が非常に高いですので、安易に支払に応じず、家族や警察に相談して被害に遭わないように注意しましょう。この外、「インターネットサイトにアクセスしただけで登録画面になり、電子ギフトカードの購入を指示された。」又は、「SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）で情報交換している知人から電子ギフトカードの購入を求められたが、知人のSNSが乗っ取られていた。」などといった事例も発生していますので、被害に遭わないように注意してください。

◎鹿児島市内で9,000万円被害のうそ電話詐欺が発生（平成28年10月27日防犯メール）

鹿児島市内に居住する80歳代女性が、9,000万円を騙し取られるという、本県過去最高の被害額のうそ電話詐欺が発生しました。事案概要は、女性宅に、生活相談センターを名乗る者から、「あなたの個人情報A社の名簿に載っている。対策として別人の名前を使わないか。」との電話があり、了承したところ、A社員を名乗る者から、「あなたの行為は名義貸しという犯罪になるので、裁判をする。」等と脅され、その後、A社員からトラブル解決の名目で違約金を求められ、お金を騙し取られています。この種の事案は、何人もの登場人物が出てくるため、事実であると誤信してしまうことや、「犯罪になる。」等と不安をあおってくるため、騙されてしまいがちですが、「名義貸しを求められたら詐欺であること。」「知らない会社・団体からの電話は相手にせず、すぐに電話を切ること。」「『警察に話すと逮捕されるので、秘密にすること』等と言われても、一人で悩まず、家族や警察に相談すること。」等を念頭に、被害に遭わないようにしましょう。

◎還付金等詐欺の被害や相談が頻発（平成28年9月28日防犯メール）

最近、鹿児島市内で、市役所職員を名乗って、「医療費の還付金があるのでATMに行ってください。銀行員から電話があります。」等と電話をかけ、病院等の無人ATMへ誘導し、携帯電話で指示をしながら、ATMを操作させ、現金を騙し取る還付金等詐欺の相談や被害が相次いでいます。現在は、鹿児島市内を中心に発生していますが、今後、県内に波及する可能性がありますので、特に高齢者の方は、「官公庁職員や銀行員が、還付金手続のためにATMに誘導したり、ATMの操作を指示することは絶対でないこと。」「自分がATMを操作しても、他人からお金が振り込まれることはないこと。」「『還付金がある。』等という電話がきたときは、「うそ電話詐欺」を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること』に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎証券購入を騙ったうそ電話詐欺の発生（平成28年9月21日防犯メール）

今年の8月下旬、県内の70歳代女性宅に、A商事を名乗る男から「B会社の証券を買いませんか。」などといった電話が架かってきて、女性が話の内容を理解せず「はい、はい」など返事し電話を切ったところ、再度男から電話が架かってきて「証券売買の契約が完了しています。既に手続が進んでいる。」などと言われ、1,000万円の証券購入契約を結んだことになっていました。女性は心配になり、取消しを申し出ましたが、犯人などは代わる代わる電話をしてきて、「A商事があなたの名義を借りて証券を購入したことにする。そのためにはあなたが一旦、証券代を払う必要がある。お金は後で返す。」などと言われたことから、女性はその話を信用し、男の指示どおり宅配便で送金し、数百万円を騙し取られています。

「証券・社債等を買いませんか。」といった電話が架かってきたら、うそ電話詐欺を疑い、家族や警察に相談するなどして被害に遭わないようにしてください。また、宅配便やゆうパックで現金の送金を指示するものは、うそ電話詐欺ですので、すぐに警察に相談してください。

◎外国通貨購入を持ちかける不審電話に注意（平成 28 年 9 月 8 日防犯メール）

県内の女性宅に、会社員を名乗る者から、ベトナム通過の購入を持ちかける電話があり、女性が断ったところ、男が、「あなたの名前は、名簿から削除します。」等と言ってきたため、「そうしてほしい。」と頼みました。しばらくして、別の者から、「あなたの行為は詐欺になり、国税庁が調査に入り、警察に告発されます。」等といった電話があり、更に、その後、証券会社社員を名乗る者から、「あなたの名義で、600 万円分のベトナム通過を購入しました。あなたが半分払ってくれたら、日本円に両替して口座に振り込むので、口座番号を教えてください。お金は宅配便で送ってください」等といった電話があったことから、警察に相談しました、身に覚えのない、「外国通貨」や「社債」購入の電話があったら、詐欺を疑い、家族や警察に相談して、被害に遭わないように注意しましょう。

◎年金機構職員を騙った還付金等詐欺に要注意（平成 28 年 9 月 8 日防犯メール）

本年 8 月 30 日、鹿屋市の高齢女性宅に市福祉課の職金や年金機構の職員を名乗り、「医療費の差額分を返すことになっている。今日までに返事をもらわないといけませんが、直接、年金機構に電話をかけて確認してください。」といった電話がかかってきた後、指示された年金機構に電話すると、男が対応し、「年金機構です。あなたの整理番号、氏名、生年月日を教えてください。」などといった電話がかかってきたりしていますが、警察に相談して被害に遭わずに済んでいます。

今後、県内に波及するおそれがありますので、特に高齢者の方は、「還付金を騙り大型商業施設等の A T M に誘導するものは詐欺であること。」「官公庁職員が還付金手続の電話をしたり、A T M に誘導したり、A T M の操作を指示したりすることは絶対にないこと。」「還付金がある。」といった電話がきたときは、「うそ電話詐欺」を疑い、A T M に行く前に、家族や警察に必ず相談すること。』等に注意し、被害に遭わないようにしてください。

◎うそ電話詐欺撃退装置の無償貸出について（平成 28 年 8 月 30 日防犯メール）

うそ電話詐欺の手口は、日々新たな手口が発生するなど巧妙化してきており、「私は騙されない。」と思っている方も騙されてしまっている状況です。そのため、警察では、犯人から電話が繋がりにくい環境をつくるため、県内居住の高齢者等に「うそ電話詐欺撃退装置」の無償貸出を行っています。この装置は、家庭の電話機に取り付けることで、電話の着信音が鳴る前に相手に、「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」という警告アナウンスが流れるものです。この装置については、県内、各警察署で貸出を行っていますので、貸出を希望される方、家族に設置してほしいという方、装置に興味がある方は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

◎東京五輪を騙る不審電話に注意（平成 28 年 8 月 9 日防犯メール）

最近、全国で、オリンピック財団等を名乗る者から、東京オリンピックの入場券等の申込みや購入にかかる不審電話が相次いでおり、中には現金被害に遭われた方もいます。東京五輪のチケット等については、まだ販売されていません。またオリンピック財団等は、架空の団体であり、実在するオリンピック関連団体とは無関係ですので、「現在、東京五輪のチケット販売は行われていないこと。」「『あなたの名義で申込みがある。』と身に覚えのないことを言われたら、詐欺を疑い、直ぐに電話を切ること。」「東京五輪のチケット申込みや購入等に関する電話があってもすぐに電話を切るなどして絶対に応じないこと。」「個人情報絶対に漏らさないこと。」等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎相次ぐ還付金等詐欺に要注意（平成 28 年 7 月 26 日防犯メール）

7月に入り、鹿児島市や薩摩川内市などで、市役所職員等を名乗って、「税の還付金がある。ATMで手続きができます。」等と電話をかけ、商業施設等のATMへ誘導し、電話で指示をしながらATMを操作させ、現金を騙し取る還付金等詐欺の相談や被害が相次いでいます。今後も同様の事案が発生するおそれがあるため、特に高齢者の方は、「官公庁職員や銀行員が、還付金手続等でATMに誘導し、ATMの操作を指示することは絶対にないこと。」「ATMを操作しても、還付金や払戻金を受け取ることはできないこと。」「『還付金がある。』、「ATMで手続きができる。」という電話がきたときは、「うそ電話詐欺」を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。』などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎ポケモンGO（ゴー）の利用者を狙ったひったくり等に要注意！（平成 28 年 7 月 25 日防犯メール）

海外で爆発的人気を集めているスマートフォン向けゲーム「ポケモンGO（ゴー）」の配信が日本でも始まり、全国的な人気となっています。しかし、「ポケモンGO」をしながら車やミニバイクを運転して道路交通法違反で検挙されたり、名古屋市内の路上で、「ポケモンGO」をしながら自転車に乗っていた女性が前かごに乗せていた手提げ鞆をひったくられる事件が発生しています。今後、「ポケモンGO」が全国的な広がりを見せていくと、ひったくりや女性を狙ったわいせつ事案など様々な犯罪の発生が危惧されます。「ポケモンGO」をするときは、マナーを守り、道路での歩きながらのスマートフォン使用は止めるなど、犯罪に遭わないようにしてください。

◎名義貸しを求める不審電話に注意（平成 28 年 7 月 20 日防犯メール）

最近、県内居住の高齢者宅に、熊本県の会社等を名乗る者から、「熊本震災の被災者が鹿児島の老人ホームに入居希望をしているが、鹿児島の人でないと入居できないため、あなたの名義を貸していほしい。」と名義貸しを求めてくる事案が発生しています。この事案は、承諾すると、後々、「名義貸しは犯罪になり警察に逮捕される。」等と言ってお金を要求してくることから、名義貸しを求められたら詐欺であること。」「知らない会社・団体からの電話は相手にせず、すぐに電話を切ること。」「災害復興を騙った投資の勧誘電話がきたり、パンフレットが届いたときは、特に注意し家族や警察に相談する。」等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎マルチメディア端末による支払いの詐欺に注意（平成 28 年 7 月 5 日防犯メール）

5月中旬、鹿児島市内居住の30歳代男性は、ワンクリック詐欺の電話を受け、コンビニで電子ギフト券を購入し、犯人にギフト番号を教え被害にあっています。この数日後、再び犯人から「過去に登録されているサイト料金も未納になっている。支払いはコンビニのマルチメディア端末で手続きしてください。」と電話があり、男性が犯人の指示どおり、端末を操作し、端末から出てきた伝票をレジに持って行き、現金を支払い高額被害に遭っています。マルチメディア端末での支払いは、正規の手続きかと思込み、詐欺被害に遭ってしまう可能性があります。電子マネー、電子ギフト券、マルチメディア端末での支払いを求められたら詐欺を疑い、被害に遭わないようにしましょう、また、不安に思うときは一人で悩まず、家族や警察等に相談するなどしてください。

◎うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業の運用開始について！（平成 28 年 6 月 30 日防犯メール）

本県警察では、平成 28 年 7 月 1 日から、「うそ電話詐欺被害防止コールセンター」を開設し、警察が委託した民間業者の女性オペレーターから県民の皆様に電話を架けて、うそ電話詐欺の手口や対応要領を説明し、被害防止を呼び掛けます。本コールセンターは、電話番号が「0120-630110」であり、必ず女性オペレーターが電話をかけてきます。また、本コールセンターが、取引銀行名、口座番号、暗証番号などを尋ねてきたり、現金、キャッシュカード、通帳等を預けるように指示したり、マイナンバー等の個人情報を尋ねてきたり、宅配便などで、現金を送るように指示したりすることは絶対にありません。6月初旬に大分県で、コールセンターをかたった電話によるうそ電話詐欺被害が発生していますので、不審な電話には十分に注意し、被害に遭わないようにしてください。

◎自動音声ガイダンス利用詐欺に注意（平成 28 年 6 月 28 日防犯メール）

全国では、NTT職員等をかたる自動音声ガイダンスで、「あなたの電話は不正使用されているため、2時間後に電話の使用を停止します。詳しい内容を確認したい場合は、0番を押してください。」と流れてきて、ガイダンスに従い番号を押すと、NTT職員や警察官をかたる者に繋がり、「あなたは事件の重要参考人になるので、家宅捜索を考えている。今日中に保証金を振り込めば、関係者にならずに済む。」等と不安をあおった上で、トラブル解決名目の現金を要求してくるといった事案もあるようです。自動音声ガイダンスでの未払金等の請求は詐欺の可能性が高いことから、身に覚えがなければ、電話を切り、被害に遭わないようにしましょう。また、一人で悩まず、家族や知人又は警察等に相談しましょう。

◎障害・遺族年金受給者向け給付金に便乗した詐欺に注意！！（平成 28 年 6 月 22 日防犯メール）

本年8月以降、全国の市町村において、「平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族年金受給者向け給付金）」の申請手続きが開始され、支給対象者の方には給付金が支給されますが、この給付金支給を口実とする、うそ電話詐欺の発生が懸念されますので、「市町村や厚生労働省などが、給付金の手数料の振込みを求めたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にないこと。」、「ATMを自分で操作

して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできないこと。」などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎自動音声ガイダンスを使用した新たな手口の発生!!（平成 28 年 6 月 20 日防犯メール）

最近、県外で女性の携帯電話に見知らぬ番号から着信があり、折り返し電話をすると『有料コンテンツの未払料金が発生しています。ご利用料金の確認、お支払い方法については、数字の「1」を、誤って登録をしてしまった場合やご利用に身に覚えのない方は、数字の「2」を押してください。』という自動音声ガイダンスが流れてきて、電話で指示されたとおり手続をし、被害に遭っています。県内では、現在のところ被害はありませんが、同種の相談が寄せられており、今後、県内でも被害が発生することが予想されます。自動音声ガイダンスでの未払金等の請求は詐欺の可能性が高いことから、身に覚えがなければ、絶対に支払わないようにしましょう。また、一人で悩まず、家族や知人又は警察等に相談し、被害に遭わないようにしましょう。

◎息子をかたった上京型のオレオレ詐欺に要注意！（平成 28 年 6 月 6 日防犯メール）

本年5月中旬、息子を名乗る男から宮崎県内の女性宅に、「風邪を引いて、扁桃腺が腫れ、声がかすれている。」等と電話があり、その後、複数回にわたって男から、「会社の金を経理の人と2人で株に使い込んだことがばれた。」「弁償しないと刑事告訴される。」「お金を持ってきてほしい。」等と電話があり、女性はその話を信用し、男から指示された福岡駅付近の道路上で、5回にわたって現金約4,000万円を手渡し、だまし取られています。宮崎県内では、この上京型のオレオレ詐欺の電話が継続しており、今後、県内に波及するおそれがありますので、息子や孫を名乗って電話が架かってきたら、必ず以前から登録していた息子の携帯電話に電話をかけ事実を確認したり、鹿児島弁を使ったりして本当の息子が確認し、被害に遭わないようにしましょう。また、オレオレ詐欺の被害に遭わないように、日頃から家族で連絡を取り合い、合い言葉などを決めておきましょう。

◎熊本地震災害に便乗した義援金などを求める不審者に注意（平成 28 年 5 月 27 日防犯メール）

県内で、70歳代の女性宅に、市役所職員を名乗る女2人が訪問してきて、「熊本の地震の義援金を集めています。1,000円以上寄付してください。」といったものや、50歳代の女性宅に、保険会社社員を名乗る女1人が訪れ、「今回の熊本の震災で募金を集めています。協力をいただけませんか。」といった相談が寄せられています。市役所や保険会社が訪問した事実はなく、いずれも、相談者がはっきりと断ったため被害はありませんでした。今後も、電話を使ってお金を要求する「うそ電話詐欺」の外、自宅を訪問して義援金などの名目でお金をだまし取ろうとする事案の発生が懸念されます。「お金」の話は慎重に対応し、一人で判断せず、家族や警察等に相談するなどして、被害に遭わないように注意しましょう。

◎融資保証金詐欺発生（平成 28 年 5 月 16 日防犯メール）

県内の50歳代女性が、お金の借り入れ計画をしていたところ、東京都所在のA会社から「与信結果報告書」がファックス送信されてきたことから、報告書の内容を確認したところ、

「最短2日で可能。融資年率が1.01%、金利が低い。」などと記載されていたことから、女性は、それを信用し、融資を申し込みました。しかし、その後、A会社から「融資を受けるには、契約事務手数料が必要」「契約担保金が必要」などと言われ、女性はその話を信用し、現金を何回かに分けて送金し、約180万円位をだまし取られています。ファックスによる融資の勧誘や融資の前に現金を要求するのは融資保証金詐欺の手口ですので、このようなファックスや電話がきたら、詐欺を疑い、現金を振り込まず、家族や警察に相談しましょう。融資を受ける前に、犯人の指示どおりお金を送ったら、犯人の思うつぼです。お金をだまし取られるだけで、絶対に返ってきません。

◎警察官をかたっとうそ電話に注意！（平成28年5月2日防犯メール）

本年4月ころ、警察官をかたり「A医療サービスに投資の申し込みをされていませんか。」「あなたの名前でA医療サービスに、1,500万円の投資があったと警察に連絡があった。この件で医療サービスから連絡があるはずだ。」等といった投資を持ちかける電話や警察官を名乗り「80人くらいの情報が漏れており、その中の1人にあなたも入っていて、口座や通帳を使われる可能性がある。」などといった電話を掛けてきて、お金をだまし取ろうとする事案があった旨の相談が数件寄せられています。相手が警察官や弁護士等を名乗っても、安易に信用せず、警察に相談するなどして被害に遭わないようにしてください。また、警察官や金融機関職員が「残高、口座番号、暗証番号」等を聞くことは絶対にありませので、そのようなことを聞かれたらうそ電話詐欺を疑い、警察に相談し被害に遭わないようにしましょう。

◎震災に便乗したうそ電話詐欺や悪質事犯に要注意（平成28年4月26日防犯メール）

本年4月に発生した「熊本地震災害」に関し、今後、義援金の募集などをかたっとうそ電話詐欺や悪質商法などの発生が懸念されます。県内では、現在のところ熊本地震災害をかたっとうそ電話詐欺の発生はありませんが、県外では、高齢者宅に老人ホームの職員を名乗る男から、「県が運営している老人ホームの入所権があります。それを熊本の震災で困っている人に譲ってくれませんか。熊本の老人ホームが機能しなくなったので、そこに移してあげたいので、権利を譲ってほしい。」といった電話がかかってきています。今後、市町村等の職員、公的機関やそれらしい団体を名乗って、電話、メール、FAX等で「義援金」や「見舞金」などへの協力を持ちかけられたときは、十分注意し、被害に遭わないようにしてください。不審な電話と思ったら、1人で判断せず、警察に相談してください。

◎JR職員を名乗った不審電話に要注意（平成28年4月26日防犯メール）

昨年3月頃から、九州管内でJR職員を名乗る不審電話が相次いでいますが、本年4月には、鹿児島県でも同様の事案が発生しています。事案は、県内のグループホームにJR職員を名乗る男から、「職場で働く20歳代の職員にクオカードを郵送していますので、20歳代の女性職員の名前を教えてください。」といった内容で、個人情報聞き出そうとするものです。JR九州では、クオカードを郵送することはありません。このように公共交通機関などを名乗って電話がかかってきても、安易に個人情報を教えないようにしましょう。また、相手の電話番号が電話帳等に掲載されている電話番号と同じか確認し、違う場合は電話帳に

掲載されている電話番号に電話するなど事実を確認し、だまされないようにしましょう。

◎相次ぐ還付金等詐欺に注意（平成 28 年 4 月 18 日防犯メール）

4月に入り、鹿児島市や屋久島町などで、市役所職員を名乗って、「医療費の還付金があるのでATMに行ってください。携帯電話の番号を教えてください。」等と電話をかけ、商業施設等のATMへ誘導し、被害者の携帯電話に電話をかけて、ATMを指示どおりに操作させ、現金をだまし取る還付金等詐欺の相談や被害が相次いでいます。今後も同様の事案が発生するおそれがあるため、特に高齢者の方は、「官公庁職員や銀行員が、還付金手続の電話をしたり、ATMに誘導し、ATM操作を指示することは絶対にないこと。」「ATMを操作しても、還付金や払戻金を受け取ることはできないこと。」「『還付金や払戻金がある。』という電話がきたときは、「うそ電話詐欺」を疑い、家族や警察に必ず相談・通報すること。』などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

◎副業サイト登録に伴う架空請求詐欺に注意（平成 28 年 4 月 6 日防犯メール）

最近、県内居住者が利用するSNS内に掲載されていた、「相談相手となって話を聞くだけで、お金が振り込まれる。」「副業で稼げます。」等という内容の副業サイトの広告を見て、サイトに登録したところ、サイト会社から、「報酬を受け取るには、正式会員になる必要があります。登録料を支払ってください。」「登録情報にエラーがあり、解除料が必要です。」などと言われ、現金をだまし取られたという相談が寄せられています。うまい儲け話はありませんので、「副業で稼げる。」といった言葉を信用せず、安易にサイトに登録しないようにしましょう。また、同様のサイトに登録して、登録料等を請求された場合は、詐欺を疑い、すぐにお金を振り込んだりせず、家族や知人又は警察に相談し、被害に遭わないように注意しましょう。

◎架空請求詐欺の被害に注意（平成 28 年 4 月 5 日防犯メール）

最近、県内居住者の携帯電話に「サイトにアクセスしているが、料金が未納となっている。支払わなければ勤務先にも電話をする」、「動画の使用料金が未払いである。支払わなければ法的措置を行う。」「未払い金は電子マネーや電子ギフトカードを購入し番号を教えること。」等のサイト利用料金等の支払いをかたる架空請求詐欺のメールが届いたり、電話が掛かかってきたとの相談が多く寄せられています。このような身に覚えのないメールや電話は、無視して自分から絶対に連絡しないようにしましょう。また、不安に思うときは1人で悩まず、まずは家族や警察等に相談するなどして、被害に遭わないように注意しましょう。

◎息子をかたうそ電話詐欺の被害発生（平成 28 年 3 月 30 日防犯メール）

本年3月7日、鹿児島市内の70歳代の女性宅に、男の声で「お母さん、オレだけど。風邪をひいて声が出にくい。」等と電話があり、翌日、再度、男から「会社のお金1,000万円を株に使い込んだ。」「お金を工面してほしいが、口座振込では記録が残るので、東京に持ってきてほしい。」等と電話がありました。女性は県外に住んでいる息子と信じ込み、お金を準備して東京に行き、息子の代理人を名乗る男にお金を手渡し、だまし取られています。息子や孫を名乗る電話であっても、「お金」の相談があった時は、1人で判断せず、家族や

警察等に相談するなどして、被害に遭わないように注意しましょう。

◎老人ホームへの入居をかたった架空請求詐欺に要注意（平成 28 年 3 月 25 日防犯メール）

本年 3 月初め頃、南九州市の 80 歳代の女性宅に、老人ホームの職員を名乗る A 男から「霧島に老人ホームを作る予定だが入所しませんか。」と電話があり、女性が断ったところ、「霧島に老人ホームに入りたいという人がいるが、鹿児島の人を優先して入居させないといけないので、あなたの名前を使ってもいいか。」等と言われ、承諾しました。すると、A 男から「霧島の〇〇さんがあなたの名義で老人ホームに入所でき、その費用が振り込まれた。」、
「〇〇さんが振り込んだ口座が凍結された。あなたの口座を使わないといけないので、口座番号と預金残高を教えてください。」と言われ、口座番号などを男に教えてしまいましたが、女性は警察に相談したことから被害に遭わずに済んでいます。今後、県内に波及するおそれがありますので、「身に覚えのない勧誘の電話やパンフレットがきたら、詐欺を疑う。」、「名義だけ貸して」と言われたら、詐欺の可能性が大であるのではっきりと断り電話を切ること。」、「個人情報絶対に教えないこと。」などに十分注意し被害に遭わないようにしましょう。

◎官公署職員をかたった還付金等詐欺に要注意（平成 28 年 3 月 10 日防犯メール）

本年 3 月 2 日から 8 日にかけて、鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市及びいちき串木野市内で、市役所職員、社会年金事務所職員等を名乗って「高齢者医療費の還付金がある。」、「去年、自宅に保険料還付金の書類を送ったけど、まだ処理されていません。還付金を口座に振り込みます。」、「還付金があるので、ATMに行ってください。」等と電話をかけ、商業施設のATMに誘導し、被害者の携帯電話に電話してATMを指示どおり操作させ、現金をだまし取る還付金等詐欺の相談や被害が発生しています。今後、県内に波及するおそれがありますので、特に高齢者の方は、「還付金をかたり商業施設等のATMに誘導するものは詐欺であること。」「銀行員や官公署職員が還付金手続の電話をしたり、ATMに誘導したり、ATMの操作を指示したりすることは絶対にないこと。」、「『還付金がある。』といった電話がきたときは、「うそ電話詐欺」を疑い、ATMに行く前に、家族や警察に必ず相談すること。」等に注意し、被害に遭わないようにしてください。

◎マイナス金利政策やマイナンバー制度を悪用したうそ電話詐欺に要注意（平成 28 年 2 月 12 日防犯メール）

日本銀行は、2 月 16 日から、日本銀行の当座預金口座に民間銀行が新たに預け入れる一定以上の貸金の金利をマイナス 0.1%に引き下げるという「マイナス金利政策」を導入することを決定しました。これに伴い、今後、「預金した銀行の金利がマイナスになるので、預け替えた方がよい。早くATMに行ってください。」、「預金の金利がマイナスになるので、早く下ろした方がよい。下ろしたお金で金を購入しませんか。」などとマイナス金利政策を悪用した不審電話がかかってくる可能性があります。また、マイナンバー制度の本格的運用に伴い、今後、マイナンバー制度を悪用した詐欺が増加することが予想されます。あやしい電話は 1 人で判断せず、家族や警察に相談し被害に遭わないようにしましょう。また、宅配便で送金を指示するものは、うそ電話詐欺ですので、すぐに警察に相談してください。